平成 23 年度

中核市移行に関する調査特別委員会
行 政 視 察 調 査 報 告 書

（奈良市・東大阪市・高知市・倉敷市・久留米市）

自：平成 23 年 5 月 23 日(月)

至：平成 23 年 5 月 27 日(金)

視察先等一覧

【1日目】5月23日（月）、13：30　～　奈良県　奈良市

〒630-8580　奈良市二条大路南１－１－１
奈良市議会事務局　　ＴＥＬ：0742-34-4734
ＦＡＸ：0742-35-3022

【2日目】5月24日（火）、10：00　～　大阪府　東大阪市

〒577-8521　東大阪市荒本北１丁目１番１号
東大阪市議会事務局　　ＴＥＬ：06-4309-3294
ＦＡＸ：06-4309-3868

【3日目】5月25日（水）、10：00　～　高知県　高知市

〒780-8571　高知市本町五丁目１番45号
高知市議会事務局　　ＴＥＬ：088-823-9400
ＦＡＸ：088-823-9350

【4日目】5月26日（木）、10：00　～　岡山県　倉敷市

〒710-8565　倉敷市西中新田640番地
倉敷市議会事務局　　ＴＥＬ：086-426-3706
ＦＡＸ：086-421-6700

【5日目】5月27日（金）、10：00　～　福岡県　久留米市

〒830-8520　福岡県久留米市城南町15番地３
久留米市議会事務局　　ＴＥＬ：0942-30-9305
ＦＡＸ：0942-30-9720

中核市移行に関する調査特別委員会　行政視察参加者名簿

平成 23 年5月 23 日(月)　～　5月 27 日(金)、4泊5日

		氏　　名	所　　属
1	委 員 長	久高（くだか）　将光（まさみつ）	自民・無所属連合
2	副委員長	糸数（いとかず）　昌洋（まさひろ）	公明党
3	委　　員	下地（しもじ）　敏男（としお）	社社連合
4	〃	翁長（おなが）　俊英（しゅんえい）	公明党
5	〃	玉城（たまき）　彰（あきら）	民主党
6	〃	宮里（みやさと）　光雄（みつお）	改革クラブ
7	〃	宮國（みやぐに）　恵徳（けいとく）	そうぞう
8	〃	古堅（ふるげん）　茂治（しげはる）	日本共産党
9	〃	湧川（わくがわ）　朝渉（ともゆき）	日本共産党
10	〃	平良（たいら）　仁一（じんいち）	自民・無所属連合
11	〃	仲松（なかまつ）　寛（ひろし）	自民・無所属連合
12	〃	渡久地（とぐち）　政作（せいさく）	自民・無所属連合
13	〃	安慶田（あげだ）　光男（みつお）	自民・無所属連合
14	随　行	新里（しんざと）　和一（かずいち）	議会事務局議事管理課　副参事
15	〃	山里（やまざと）　実（みのる）	〃　議事管理課　主幹

行 政 視 察 調 査 報 告 書

中核市移行に関する調査特別委員会
委 員 長　久 高 将 光

中核市移行に関する調査特別委員会は、平成 23 年5月 23 日（月）から5月 27 日（金）までの 4 泊 5 日の日程で、奈良市、東大阪市、高知市、倉敷市及び久留米市の５つの先進都市の行政視察を行ったので、次のとおり報告する。

１．奈良市（中核市移行年度：平成１４年４月１日）

面積：276．84 平方 km
人口：367,717 人（平成 23 年 4 月１日現在）

（1）中核市移行について

◆中核市移行までの経緯：

○明治３１年２月１日市制施行、昭和の大合併を経て、昭和５６年に人口３０万人を突破した。

○これまでも、中核市要件のうち人口要件、面積要件はともに満たしていたが、昼夜間人口比率が緩和されることに伴い、平成１０年の総務財政委員会において、理事者側より中核市への移行表明があった。

○平成１１年７月の地方分権一括法の改正により、昼夜間人口比率の要件が廃止されたことにより、中核市の対象となった。

○平成１１年４月、中核市を目指すため、中核市推進室が設置された。

○市長の中核市移行表明を受け、議会でも平成１１年６月２４日に「中核市検討特別委員会」を設置した。

○精力的に特別委員会を開催し、中核市移行に向けスタートを切った。

○中核市移行に伴う所要人員及び所要額として、平成１１年当時、人口が３６万５千人として、所要人：５７人、所要額：２０億３千万円の経費がかかるという試算であったが、中核市移行に伴う普通交付税見込み額として、３１億２，７００万円増額を見込んでいた。

○移譲事務については、平成１３年当時で２，２７３件の事務移譲を予定していたが、最終的に移譲事務件数は２，３０５件となった。

○当時、市保健所はなかったため、保健所全館を中核市移行となる平成１４年度から平成１８年度まで５年間、奈良県公有財産規則、関係通知等の規定に基づき、有償で県から借用する形でスターを切ることとなった。

○今年、平成２３年４月に市保健所がオープンすることとなり、結果として９年後

に市保健所を持つこととができた。

◆県単独移譲事務について：

○**移譲提示分：**県単独事業の内、法定移譲事務・権限に関連したものや、国庫補助制度を補完するものについて、県が独自に市へ移譲したいとして、提示があったものについては、平成１３年当時の資料によると、２１項目の事務事業があり、影響額は２億円であった。

○**見直し協議分：**県単独事業の内、今後中核市移行を要因として負担区分見直しを提示することがあるとされたもので、平成１３年当時の資料によると、１５項目の事務事業があり、影響額は６億１千万円であった。

◆中核市移行に伴う課題事項（メリット・デメリット）等：

○中核市になると市民生活に関係の深い福祉、保健衛生、都市計画、環境保全などの幅広い分野での事務権限が拡充され、市民に身近な行政分野でのきめ細かな施策の展開がこれまで以上に可能となる。

○また、中核市は政令指定都市に次ぐ都市として、地方自治の充実を求めている全国の市町村のリーダー的な役割を担っている。本市が中核市制度を活用することで、より個性的な活力ある地域社会を実現すれば、更なる地方分権の推進にも寄与することとなる。

○中核市移行表明当時の市長の言葉を借りると、政令市に次ぐ市になれるということで、「市のステータスが上がる」との表現を使っていた。

○平成１１年当初、中核市移行に伴う所要額として２０億３千万円の推計に対し、交付税の見込み額として、約３１億円の増加との試算であったが、その後、人件費等の負担がかなり大きくのしかかってくることとなる。

○平成１１年度から平成１５年度の決算資料によると、中核市移行を本格的に目指した平成１１年度から平成１４年度、平成１５年度と、財政力指数は 0.926 から 0.802 と伸びているが、平成 15 年当時、経常収支比率も単年度で 89.7%、現在は 98.8%と、かなり財政的には厳しい状況である。

◆中核市移行に係る市民の評価等：

○２年に１回、世論調査を行っているが、平成１４年当時、中核市移行後の調査で、健康について相談したり、指導を受けられる施設サービスの充実という項目の満足度調査で、やや満足：47%、満足：14.9%との意識調査の結果はあるが、平成１４年４月１日の中核市移行後に、中核市推進室が組織上廃止されたため、中核市移行後の市民アンケート調査や評価等は行っていない。

○中核市になった場合は、事務事業評価等の制度を活用し、今後きちんと評価をすることが重要ではないかと考える。

◆保健所の設置、保健所業務等に係る専門職の確保：

○平成１３年当時の資料によると、保健所職種別配置職員数については、医師：２人、獣医師・薬剤師等：１６人、保健婦：３６人、歯科衛生士：３人、精神保健相談員：２人、栄養士：２人、事務：２１人：理学療法士：２人、心理判定員：２人、狂犬病予防技術員：３人、合計８９人の計画であった。

○保健所長は医師でなければならないので、県の職員から採用している。また、保

健師や獣医師等、足りない分はいまでも県から２０人近く来てもらているのが実情である。

○県保健所を借り受けてスタートしたが､県との話し合いがなかなかうまくいかず、年間２千万円、改装費が約１億円程度かかったと記憶している。当初は５年間の約束であったが､延長を重ね､９年後にやっと市保健所を建設することができた。

○当時は議会からも市の保健所を持つべきであるとの議論もあり、中核市移行後すぐに月ヶ瀬村、都祁村との合併の話がもち上がり、平成１７年に２村と合併し、新市建設計画で保健所建設を謳い､合併特例債を活用したというのが実情である。

○教員の研修施設としての複合施設として、教育センターも一緒に設置をした。これも合併特例債を活用している。

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：中核市移行後、財政収支的にはどうなっているのか

Ａ：歳入の面では、地方税の決算額でも右肩下がりとなっている。平成１１年度は約５８８億２千万円が平成１５年度では５０９億３千万円と約８０億円の減となっている。歳出については、人件費も含め、かなりの行財政改革を行い維持しているのが現状である。先ほども申し上げたとおり、経常収支比率が98.8％となっており、奈良市は赤字団体へ転落寸前である。奈良市だけの失敗ではないが、複数の要因として、土地開発公社の塩付け土地の問題や、市税に対する滞納額が１００億円を超すとか、いろんな要因があるが、総合的に９年前と比較して、かなり財政状況は悪化している。

Ｑ：保健所所長を県から「割愛（かつあい）」したとは、どういう意味か、出向か、身分上はどうなっているのか。

Ａ：保健所所長は医師の資格を持った者と地域保健法で定められているため、県から２人、身分移管で来ていただいている。その他の獣医師や薬剤師等は２年程度の入れ替わりで県から派遣してもらい、給料は市から出している。身分的には県の身分のまま、市は人件費のみを負担するというのを先程「割愛（かつあい）」と申し上げた。採用計画に基づき、採用はしているが、当分は県の方に来てもらうということが、移行時の約束であった。５年間保健所の建物を年間２千万円で全部借り受けるかわりに、人も貸してくださいということである。

Ｑ：その当時、奈良市に市立病院はなかったのか。

Ａ：なかった。

Ｑ：９年目で保健所を持った理由について

Ａ：当初、５年間は２千万を払って、県の保健所を借りる、人も借りるという約束でスタートした。保健所を建設しようという議論もあったが、正式には決まっておらず、平成１４年度以降、すぐに合併の機運がもり上がり、平成１７年４月の合併の際の新市建設計画で保健所建設が正式に決まり、合併特例債を活用させてもらった。

Ｑ：職員定数の計画もあったかと思うが、中核市移行に伴って、当初計画からどれだけの定数増があったのか。

Ａ：行政改革に伴う定員の適正化、必要な職員は採用するということであったが、

事務事業の見直し等により、専門職の採用については、獣医師：２人、薬剤師・保健師等：１０人の専門職を採用したが、事務職の採用については、退職補充も十分にせずに、行革の波が来ていたというのが現状である。

保健所で採用する約８０人の定数は、どこかでできるだけ縮小して、職員定数は全然増やさない方向で、行政改革を推進していくというのが当時の情勢だったと思う。

Q：任意事務になるかと思うが、中核市移行後、移譲された事務、または今後移譲を検討している事務等があるか。

A：中核市移行後、事務が増えたという話は特にない。逆に、たとえば中核市になると教員の研修権が移譲されたが、人事権も一緒に移譲してほしいという要望を中核市として国へあげたり、中核市市長会等をとおしたりして、国へ要望したりしている。

Q：中核市移行後、行政改革等により、職員定数は増えていないということであったが、職員の時間外、休日出勤等が増えたか

A：現状を申し上げると、定員適正化計画でかなりの人数は絞っている。現業部門で言うと今年３月末に１７０人の退職者数であったが、４０人の採用しかなかった。再任制度の活用等、今でも定員適正化計画で職員数を絞る方向である。

必要な職員は採用するが、それ以外は行財政改革の中とか、職員の研修を充実してとかということでの当時の答弁があったと記憶している。

時間外で言うと、当時もかなりの時間外、財政負担はあったかと思われる。

Q：今日的に引きずっているものはないか

A：保健所は当時３課体制であったが、場所が狭隘なため市で実施している健康増進の健康診断や検診部門である健康増進課が本庁にあり、同じ保健部局内にあるべき部署が離れた場所で運営するという弊害が９年間も続いた。市保健所の建設でようやく保健所部門が一元化された。

Q：中核市移行に伴う交付税見込み額が３１億円、しかし実際は悪化している、そして積立金も減る、借金だけは増えていくというのが現状で、中核市移行により財政的には何もメリットはないということか。

A：当時は２０億円かかるが、３０億円入りますよ、という説明であったが、その裏には人件費等が隠れていた、というのが現状だったのかなと思う。

Q：中核市移行にあたっての議会議決は全会一致だったのか

A：議決の際の委員長報告を見ても特に反対の報告等もないようなので、反対はなかったかと思う。共産党は当時、推進を表明していたので、保健所を建てること自体は了解、持つべきであると、そのかわり、財政負担をできるだけ強いられぬよう、いろいろな行政改革を、また職員へ負担をかけないようにという主張をしていたように思う。

Q：保健所が研修機能も持っているが、教員の研修事業は任意事務であると思うが行っているのか

A： 行っている。人事権はないが研修権だけが県から降りてくる。資料を見ると移譲の際、断った事務がほとんどないのではないか、と思われる。移譲事務の件

数が、当初は２，２７３件であったが、最終的には２，３０５件となっている。

Ｑ：中核市移行に当たっての方向付けについて、市長が中核市移行を推進し、その後立ち上げられた中核市検討特別委員会はではどのような議論があったのか

Ａ： 平成１０年当時の奈良市は人口要件、面積要件をすでにクリアしており、市長も市のステータスを上げたいということでかなりの推進派であった。

議会としても検討しなけらばならないという提案理由で、特別委員会を立ち上げた。質問で保健所はどうするのかとか、県の単独事業は断らないといかんだろう、というような議論はかなりあったが、ほとんどが与党議員でもあったため、当時は本市の負担にならないようにとか、保健所建設は第３次総合計画の中でとか、先送りのような答弁を繰り返してきたような感じがする。

Ｑ：中核市移行後の合併した村から不平・不満はなかったか

Ａ： 当時、都祁村・月ヶ瀬村という人口６千人程度で、奈良市に対して、編入合併だったので、特に問題等はなかった。

平成１４年に合併し、平成１５年１月の市民だよりの市長発言に「市の財政は非常に厳しいものがあるが、市民の皆様が持っている素晴らしいノウハウを活かしたまちづくりをしていきたい」ということで、厳しい財政状況の中、市長はかなり前向きに捉えていたようである。

Ｑ：中核市移行後、直近において、中核市移行を評価するというか総括的な意見はなかったか

Ａ：保健所はどうするのかという､年２千万円で５年間､県から借り受けているが、できるだけ安くするよう県と交渉するとの答弁であったが、結局はだめであった。市の公共用地を県へ無償で貸している事例等もあり、市はもっと県へ対して要求をすべきではないかとの議論は確かにあったが、県は減額してくれなかった。

Ｑ：中核市移行に伴い、市民サービスの向上のＰＲ等、具体的に議会の側から行った市民への広報等の事例があれば参考にしたい

Ａ：市長部局では横断歩道へ横断幕をかけたり、公用車すべてに「中核市へ移行しますよ」という広報をしたり、また筑紫哲也氏へ頼んで、都市のイメージアップを図る講演会を開いたりしていたが、 議会での対応としては、当時は議会だより等で質問を取り上げるぐらいで、特になかったかと思う。

Ｑ：中核市移行の約１年前から慌ただしく条例制定や改廃をやっているようであるが、議会の対応として、これらの条例制定や改廃を一括して採決したのか、または１年間をとおして必要な部分を区分けして採決しのか、どのような対応をしたのか。

Ａ： 特別委員会で１カ月に１回、または２カ月に１回のペースで審議をしていたので、条例の改廃等も一括提案されて、当時はほとんど与党だったこともあり、即決のようなかたちであったと思う。

Ｑ：奈良市の議員の法定上限数は４６人で、現在３９人であるが、中核市移行の前と後では増えているのか、それとも減っているのか。

Ａ： 昭和６１年当時の法定上限数は４８人、現員数は４４人であった。合併で４６

人に増えて、平成２１年７月の改選から現員数の３９人となった。

（２）保健所の設置について

◆これまでの経緯等：

○奈良市は今から１０年ほど前、平成１４年４月に保健所を設置し、ようやく中核市となった。

○個人的に言うと、私は中核市移行１年前から、県の保健所にいて、翌平成１４年４月から奈良市保健所へ入った。当時、県から２２人の派遣職員を配置してスタートしたわけであるが、自分だけが県から身分移管で配属され、今に至っており、１０年も保健所所長をやっている。

○当初、職員が９３人か９６人ぐらいで、今は１２０人でやっている。

○当時、施設は県の奈良保健所を借用してスタートした。余談であるが、県へ相当な借家・借地料を払いながらのスタートであった。１０年の経緯を経て、やっと市の保健所が建設された。

○保健所建設については、緊縮財政の中、建設費や場所の選定等、いろいろな課題もあった。平成１７年に２村の吸収合併があり、その合併特例債を活用して保健所の建設費に充てることができたことが大きな引き金となった。

○土地についても、公社の土地を買い戻したという経緯があり、奈良市の財政に多少なりのうるおいになったのではないかと思っている。

○この会議室は、保健所の会議室ではないが、もともとは保健所の危機管理室という設定で設計をさせてもらったものである。

○ご承知のように、この建物は免震構造であり、今回のような東北地方の地震に耐えられるかどうかは私自身も知りませんけれども、奈良市の市庁舎の中では、唯一の免震構造を持った建物となっている。

◆奈良市保健所・教育総合センターの概要等：

○この建物は保健所だけではなく、教育センターも併設されており、「奈良市保健所・教育総合センター」という名称となっており、平成２２年１１月に完成し、平成２３年４月１日から新しく業務を開始している。

○この総合センターは、保健所関連施設と教育センター関連施設からなり、市民の皆様の健康の保持・増進、教職員の資質向上を図るとともに、健康危機管理への対応の拠点としての機能や、教育研究や教育相談、子どもたちの学びの場としての機能を有する複合施設となっている。

◆施設の概要等：

①敷地面積　：2,958．13㎡

②構造・階数：鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）、免震構造、地下１階、地上９階

③延床面積　：15,231．89㎡（２～５階が保健所機能部分）

④建設費　　：合計：5,465,825,450円

建築設計業務委託：　79,065,000円

工事監理業務：　85,993,950円

建築工事費：5,300,766,500円

⑤建築工事期間：平成 20 年 12 月（着工）　～　平成 22 年 11 月（竣工）
○平成１９年に、奈良市では初のプロポーザル方式により設計委託を行った。

◆建物の特徴：

○**免震構造（市庁舎等では初めて実施）：**　建物の構造については、鉄骨造の免震構造とし、地震時には振幅を抑制する構造

○**屋上緑化（市庁舎等では初めて実施）：**　最上階の屋上を緑化し、屋根面からの熱負荷軽減を図っている（緑化面積：約 260 ㎡）。
6 階の屋上は、その下部にある室外機等の眼隠しと、北側マンションからの視線に配慮（緑化面積：約 200 ㎡、樹種：リュウノヒゲ、フィリフェラオーレア）

○**太陽光発電：**　屋上に太陽光発電装置（１０ｋｗ）を設置し、建物内の電源として利用。１階のエントランスホールでは、啓発用として、太陽光発電パネルの発電量を表示している。

○**雨水の再利用（市庁舎等では初めて実施）：**　建物に降った雨水は地下ピットに集め、建物内の便所の洗浄水として再利用をしている。

○**その他：**　建物の南面、北面の窓部分にはルーバーを設置し、日射負担軽減による省エネルギー対策を考慮している。

○１階にはカフェがあり、保健所として、障がい者の支援として、障がい者の方へ委託をして、経営してもらっている。

◆開館時間と閉館日：

	施　　設	開館時間	閉館日
９階	教育センター（キッズドームシアター他）	09：00～17：00	月曜、年末年始
６～８階	教育センター	09：00～17：00	土曜、日曜、祝日、年末年始（事業実施日は開館）
５階	保健・環境検査課	08：30～17：15	土曜、日曜、祝日、年末年始（事業実施日は開館）
4 階	保健総務課、生活衛生課、保健予防課		
3 階	健康増進課		
2 階	中央保健センター	08：30～17：15	土曜、日曜、祝日、年末年始（事業実施日は開館）
	地域子育て支援センター他	09：00～17：00	
1 階	カフェ	10：00～16：30	土曜、日曜、祝日、年末年始
	ボランティアインフォメーションセンター	09：00～21：00（月～土） 09：00～17：00（日・祝日）	年末年始
地階	動物管理施設	08：30～17：15	土曜、日曜、祝日、年末年始

◆平成 23 年度　奈良市保健所各課職員数

課	保健総務課	保健・環境検査課	生活衛生課	保健予防課	健康増進課	計
職員数	15	14	18	25	48	120
非常勤職員	0	2	1	6	7	16

職員数（再）	15	14	18	25	48	120
職種別						
医　師	2					2
獣医師	0		7			7
薬剤師	1	1	7	1		10
保健師	2			12	29	43
看護師	0			3	1	4
理学療法士					1	1
歯科衛生士					3	3
診療放射線技師	1					1
臨床検査技師		1				1
管理栄養士	2				3	5
精神保健福祉士				3		3
心理判定員					2	2
科学職		11	1			12
事務職	7	1	3	6	9	26

※奈良市保健所・教育総合センター　施設見学

※入手資料等（別添参照）

①新たなる飛躍「中核市　奈良」（2002 年３月発行）
②中核市制度の概要について（資料１）
③中核市に伴う所要人員及び所要額推計（資料２）
④中核市検討特別委員会資料（資料３）
⑤県独自移譲事務提示項目（資料４）
⑥平成 15 年度決算資料（抜粋）
⑦奈良市議会の概要（平成 23 年度）

奈良市視察状況（１日目）

奈良市庁舎議会会議室

奈良市庁舎議会会議室

奈良市保健所・教育総合センター：会議室

奈良市保健所・教育総合センター：会議室

奈良市保健所・教育総合センター：中央保健センター

奈良市保健所・教育総合センター：動物管理施設

奈良市保健所・教育総合センター：会議室

奈良市庁舎ロビー

２．東大阪市（中核市移行年度：平成１７年４月１日）

面積：６１．81ｋ㎡
人口：503,641 人（平成 23 年 4 月１日現在）

（1）中核市移行について

◆中核市移行までの経緯：

○平成１４年　４月：中核市移行に伴う面積要件が緩和され、東大阪市が対象市となる。
○　　〃　年　９月：市長就任後の所信表明で「中核市を目指す」旨を表明
○平成１５年　２月：平成１５年第１回定例会の施政運営方針で「平成１７年４月の中核市を目指す」旨を表明。
○　　〃　年　４月：大阪府知事に対し、東大阪市長より中核市移行に係る協力を依頼。
○　　〃　　〃　：「東大阪市中核市推進本部」を発足
○平成１６年　３月：総務省ヒアリング
○　　〃　年　４月：総務省より中核市移行についての内示
○　　〃　　〃　：市議会へ「中核市指定の申出」案件を提案、議決
○　　〃　年　５月：市から府へ「中核市指定の申出」の同意を申入れ
○　　〃　　〃　：府において府議会へ「中核市指定の申出」の同意案件を提案、議決
○　　〃　年　６月：府から市へ「中核市指定の申出」について同意
○　　〃　　〃　：市議会に中核市移行に伴う関連準備経費予算案を提案、議決
○　　〃　年　８月：市から総務大臣に対し、中核市指定の申出
○　　〃　年 10 月：閣議決定、中核市指定の政令公布
○　　〃　年１２月：市において、関係条例・規則等の制定、改正、公布
○平成１７年　３月：府・市において、事務引続書の締結
◎平成１７年　４月：中核市指定の政令施行（中核市へ移行）

◆移譲事務の項目数：

区　　分	法定事務	単独事務	合　　計
民生行政	423 件	３３件	４５６件
保健衛生行政	７０件	２件	７２件
環境行政	１０５件	２０件	１２５件
都市計画・建設行政	４４６件		４４６件
産業経済行政	４１件		４１件
文教行政	１１件		１１件
その他行政	６件		６件
合　　計	1,102 件	５５件	1,157 件

◆移譲事務に係る大阪府の削減人役：

区　　分	法定事務	単独事務	合　　計
民生行政	６．７８人	０．３１人	７．０９人
保健衛生行政	０．３９人	０．００人	０．３９人
環境行政	０．０９人	０．３１人	０．４０人
都市計画・建設行政	１．６６人		１．６６人
産業業経済行政	０．４７人		０．４７人
文教行政	０．０１人		０．０１人
その他行政	０．００人		０．００人
合　　計	９．４０人	０．６２人	１０．０２人

※大阪府削減人役は、平成１４年度の実績で、移譲事務１件ごとに東大阪市に係る処理件数、処理時間を抽出し、

削減人役　＝　処理件数×処理時間÷1,960 時間（８時間×245 日）

として事業ごとに算定。これを積み上げたものを年間の削減人役としている。

◆移譲事務に伴う一般財源増加見込額：

①事務に係る経費（大阪府提示：平成１４年度決算より）　　（単位：百万円）

区　　分	法定事務	単独事務	合　　計
民生行政	２，４４９	460	２，９０９
保健衛生行政	50	25	75
環境行政	3		3
都市計画・建設行政	115		115
産業経済行政	△4		△4
文教行政	1		1
合　　計	２，６１４	485	①　３，０９９

※産業経済行政の△は計量手数料収入が経費を上回るため

②事務に係る人件費　　113 百万円

府削減人役　10.02 人　⇒　１１人　×　@10,271 千円（東大阪市平成１４年度決算）

③施設整備、初度備品、システム構築経費等（見込み）　　300 百万円

④外部監査経費（包括：17 百万円、個別：3 百万円）　　20 百万円

合　　計　　3,532 百万円

（参考）平成１４年度　普通交付税増加額　　3,535 百万円

（東大阪市が平成１４年度に中核市であったならば増えていたであろう額）

※中核市移行に伴う移譲事務に係る財源措置は、主として普通交付税の中核市補正による割増し算入により、交付税額を増額することによって措置される。

※外部監査制度は、中核市移行によって大阪府より事務移譲されるものではないが、地方自治法第 252 条の 36 によって、中核市には包括外部監査の実施が義務付けられている。

なお、個別外部監査は法による義務付けはないが、先行中核市３５市では、すべての市で包括外部監査制度に併せて、個別外部監査制度を条例化している。

◆中核市移行に伴う課題事項（メリット・デメリット）等：

○本市では、中核市移行前の昭和５８年に、大阪府から保健所業務について移管を受けていたこともあり、特に体制の面等で大きな問題は生じなかった。

○中核市移行に伴う一般財源増加見込額は、合計３５億３，２００万円、これに対し、普通交付税増加額（見込）が、３５億３，５００万円、わずかではあるが増加需要額を上回るということで、中核市移行に踏み切る判断材料になったと思う。

○移譲事務の項目数としては、法定移譲事務：１，１０２件、大阪府単独移譲事務：５５件、合計：１，１５７件の事務事業が移譲された。

○移譲事務に伴う必要事務人役の算出については、大阪府でどれだけの事務軽減が図られるのか、といった部分から算出すべきとの意見があり、大阪府の削減人役について、移譲事務ごとに東大阪市にかかった処理件数、処理時間等から算出したものを積み上げた結果、法定移譲事務：９．４人、単独移譲事務：０．６人、合計：１０．０２人、保健所が入っていないので約１１人との試算となった。

○実際にその１１人が採用されたかというと、平成１７年から平成２２年の５カ年間にかけて、集中改革プランによる５００人を上回る職員の削減があり、結果としてその中に吸収されてしまった。

○大阪府の単独事務について補てんする制度はなかったが、中核市移行に際して、イニシャルコスト分ということで、平成１６年度から平成２０年度の間、合計４億１，０００万円が「市町村振興補助金」という名目で市へ交付されている。

○平成１７年度決算によると、法定移譲事務での増加見込額：26 億１，４００万円が決算額：２５億 700 万円、単独移譲事務での増加見込額：２億８，５００万円が決算額：３億５，２００万円、合計：２８億５，９００万円の需要額増が、歳入面での普通交付税の増額は３１億４，１００万円であったが、平成１９年度の三位一体改革等により、国の補助金と一般財源の関係が大きく変わってしまった。

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：法定移譲事務については交付税等でバックアップできるが、単独移譲事務に係る負担増は、財政状況がいいからできたのか。

Ａ：当時、国の方も中核市への移行を推進していたようで、交付税の補正係数部分で積み増しをするが、単独移譲事務の分も十分賄える交付税措置があり、国の後押しがあったのではないかと考える。

Ｑ：県との調整はうまくいったのか。

Ａ：保健所部分がなかったというのが、一番大きかったのではないかと思う。やはりその部分が一番苦労されると聞いている。

Ｑ：中核市移行後の平成１８年度は歳入交付税の方が歳出経費を上回っていたよう

であるが、平成１９・２０・２１年度と３年近く経って、財源的には安定したのか。

Ａ：平成１９年度以降、国の三位一体価格があり、全国的に多大な財政的影響を与えたことから、中核市移行の要因は分かりにくくなっている。そのうちにリーマンショックもあり、東大阪市は中小企業が多いことからそういったしんどさが続いている。

Ｑ：花園ラグビー場もあり、まいど１号のような夢を持った事業もされているが、中核市移行前と移行後、まちづくりに関し大きく変わったもの、または行政として取り組んでいるものがあれば、教えていただきたい。

Ａ：当時の市長は、我々職員に対して、市民に対し、より身近な行政ということで、行政サービスのスピードアップ等、中核市の職員として意識改革をするよう、たびたび発言があった。その影響かどうかわからないが、職員提案制度や自主研究グループ等が活発になった。中核市移行後の変化としては、職員の意識改革が大きな部分ではなかったかと思う。

（２）保健所の設置について

◆保健所設置までの経緯：

○昭和５８年　４月：保健所法に定める政令市の指定を受ける。その際、大阪府から布施・枚岡の２保健所の移管を受け、東大阪市西保健所・東保健所として改称して運営を開始る。

○昭和５９年　３月：中保健所（仮称）が完成し、大阪府から移管を受ける。

〃　４月：東大阪市中保健所を開設し、３保健所となる。

○平成１２年　４月：組織の見直しが行われ、３保健所から１保健所３保健センター体制となる。

○平成１５年　４月：機構の見直しにより保健衛生部と福祉部を統合し、保健福祉部となる。

○平成１７年　４月：組織機構の見直しにより、健康福祉局健康部となる。

保健所総務課が地域健康企画課となり、休日急病診療所を所管することとなるとともに、検査室が環境衛生検査センターとなる。また犬管理事務所が動物指導センターとなり、猫の引き取り等中核市業務を行うこととなる。

健康部は保健所のほか、斎場管理課及び東診療所を所管する。

◆保健所各課の業務概要：

○地域健康企画課　：①統計（人口・世帯数、人口動態）、②健康危機管理、③医事、④休日急病診療所

○食品衛生課　：①食品衛生、②食鳥衛生、③狂犬病予防及び動物愛護管理、④動物由来感染症

○環境薬務課　：①環境衛生、②薬事、防疫

○健康づくり課、東・中・西保健センター：①母子保健、②老成人保健、③栄養改善、④結核対策、⑤予防接種、⑥感染症対策、⑦精神保健福

祉、⑧保健師活動、⑨特定疾患・原爆医療、⑩公害健康被害補償給付事業、⑪小児ぜんそく等医療費助成制度

○環境衛生検査センター：①保健所関係業務検査、②一般有料依頼検査、③公害関係業務、④依頼によらない検査

◆「希来里」施設の概要等：

①敷地面積　：10,933．８１㎡

②構造・階数：住宅等＝鉄筋コンクリート造、地上２９階、地下１階、塔屋１階
施設棟＝鉄骨造・鉄筋コンクリート造、地上７階、地下１階、

③建築面積　：8,286．２４㎡

④延床面積　：62,252．５１㎡

◆「希来里」各階入居施設：

６Ｆ	男女共同参画センター	駐車場		住宅棟（２９階）
５Ｆ	リージョンセンター ・行政サービスセンター （国民健康保険・国民年金・医療助成・市民税など） （戸籍・住民票・外国人登録・印鑑証明など） ・市民プラザ 保健所（食品衛生課・環境薬務課）	駐車場		
４Ｆ	駐車場	駐車場		
３Ｆ	保健所（総務課・健康づくり課） 中保健センター 中福祉事務所（保護係・児童係・福祉係）	駐車場		
２Ｆ	民間店舗	駐車場	デッキ	
１Ｆ	民間店舗		デッキ	
Ｂ１Ｆ	駐車場（一般用）			

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：複合施設の管理はどのようになっているのか。

Ａ：希来里の管理組合があり、住宅部分も含めて管理組合で管理をしている。

Ｑ：保健所の概要の中で、医療相談と献血業務とあるが、これは保健所としての法定業務か、それとも独自の業務なのか。

Ａ：昭和５８年から保健所を設置しており、推進事業へ含まれていたので進めているが、これが法定業務なのかどうかは申し訳ありませんが把握していない。

※若江岩田駅前地区市街地再開発ビル　「希来里」　施設見学

（３）議会改革について

◆最近の議会改革の取り組み（資料配布のみ）：

○平成　４年　７月：会議録検索システムの導入
○平成　７年　６月：政治倫理条例制定
○平成１３年１２月：ホームページの開設
○平成１３年１２月：ケーブルテレビによる録画放映の開始
○平成１５年　３月：会議時間の変更＜９：３０～１６：３０＞
○平成１６年　３月：会議時間の変更＜１０：００～１７：００＞
○平成１５年　６月：常任・特別委員会を制限公開から原則公開へ
○平成１５年　６月：本庁舎１階ロビーの大型モニターにて本会議の中継開始
○平成１７年１１月：議員定数削減を議決（５０人から４６入へ）
○平成１９年　３月：地方自治法の一部改正に伴い、閉会中における委員の選任について、委員会条例を改正
○平成２０年　３月：音声認識システム導入
○平成２０年　７月：政務調査費のあり方検討委員会設置
○平成２１年　９月：本会議のインターネット中継開始（生中継・録画中継）
○平成２２年　８月：政務調査費（平成２１年４月から平成２２年３月交付分）にかかる収支報告書等の資料公開
○平成２２年１０月：委員会のインターネット中継開始（生中継・録画中継）

※入手資料等（別添参照）

①中核市への移行について（平成 16 年４月：臨時資料）
②公衆衛生の現況（平成 22 年 8 月）
③若江岩田駅前地区再開発ビル「希来里」パンフ
④東大阪市環境衛生検査センター年報（平成 21 年度）
⑤東大阪市の概要（2011 年）
⑥議会運営に関する概要
⑦東大阪市議会だより

東大阪市視察状況（２日目）

東大阪市市庁舎議会会

東大阪市市庁舎議会会

東大阪市保健所会議室：再開発ビル「希来里」

東大阪市保健所会議室：再開発ビル「希来里」

若江岩田地区市街地再開発ビル「希来里」

若江岩田地区市街地再開発ビル「希来里」

３．高知市（中核市移行年度：平成１０年４月１日）

面積：309．22ｋ㎡
人口：339,323 人（平成２３年４月１日現在）

（1）中核市移行について

◆中核市移行までの経緯：

○平成　６年　６月：地方自治法改正により、中核市制度創設
○平成　７年　９月：市議会 9 月定例会で市長が「平成１０年４月移行を目標」と表明
○平成　８年　４月：専管組織として中核市推進室（専任３人、保健所準備班兼務３人）の設置
○　　〃　年　５月：庁内、県市中核市連絡調整組織の設置
・中核市移行調整会議（県市連絡組織）
・中核市移行連絡会議（県庁内組織）
・高知市中核市移行推進会議（市庁内組織）
○平成　９年　２月：知事・市長、基本的事項家訓所締結
○　　〃　年　３月：事前準備状況について国のヒアリング
○　　〃　年　５月：自治省の内定通知
○　　〃　年　６月：中核市指定申出議案を市議会に提案
○　　〃　年　７月：中核市指定申し出についての知事同意
自治大臣へ「中核市指定」申し出
○　　〃　年１０月：中核市指定に関する政令公布
○平成１０年　４月：中核市に移行

◆県からの移譲事務の概要：

○県からの移譲事務については、平成１０年４月１日の中核市移行時点において、２，０９５項目となっており、その内１，１７４項目が法律・政令に基づく事務、６９９項目が国の省令・要綱・通達等に基づく事務、２２２項目が県単独事業となっている。

※移譲事務の内訳

	法令	省令	県単	計
民生行政に関する事務	192	311	27	530
保健衛生行政に関する事務	588	346	175	1,109
環境行政に関する事務	64	9	20	93
都市計画・建築行政に関する事務	277	28	0	305
産業・経済行政に関する事務	11	5		16
文教行政に関する事務	34			34
その他事務	8			8
合　　計	1,174	699	222	2,095

◆中核市移行に伴う課題と対応等：

【課題】

○必要な施設の確保　⇒　ずばり『保健所』。

○移譲事務に必要な医師、獣医師等、さまざまな専門的職員確保。

○移行後の円滑な事務処理のための職員の実務研修。

○法令等により移譲される事務事業を補完・充実させるため、任意に実施されている県単独事務事業の取り扱い。

○事務移譲に伴い必要となる条例、規則等の制定、改正や審議会等附属機関の設置等。

【対応策】

○保健所施設及び設備等の共同使用及び貸与。

○県職員の派遣

・平成 10 年度については、事務 2 人、医師 1 人、薬剤師 4 人、獣医師 11 人、保健師 8 人、診療放射線技師 1 人、臨床検査技師 2 人、栄養士 1 人、狂犬病予防技術員 2 人、合計 32 人の人員を県より派遣。

○県・市合同の中核市移行調整会議等の設置

・県に中核市移行連絡会議を、市に高知市中核市移行推進会議を、また、県市合同の中核市移行調整会議を設置するとともに、移譲事務担当課により、個別協議を実施。

○機構改革、職員定数の増

・中核市移行への移譲事務関係想定必要人数を 65 人（保健所関連 56 人、それ以外 9 人）と想定し、平成 10 年 4 月 1 日付け機構改革により他部局の定数減と併せて 27 人の定数像を実施。

○職員派遣、政策形成能力向上

・平成 9 年度に２ヶ月から１年にわたる県への長期派遣（薬剤師、化学職、土木職など、延べ９人）を実施。具体的な研修内容としては保健所事務、産業廃棄物事務、開発許可事務、母子寡婦福祉資金貸付事務、身体障害者手帳認定事務など。

・これ以外に、移譲される事務すべてについて、県での聞き取りや講義方式の研修等、90 項目に及ぶ短期研修を実施。

・また、職員の政策形成能力の向上を図るため、階層別研修に政策形成能力養成研修を取り入れるとともに、特別研修として政策課題研究研修を実施。
平成９年度には自己啓発や職場研修に対する支援も予算化。

◆中核市移行に伴う財源措置等：

○保健所運営をはじめとする中核市の財政需要に対する財源措置については、普通交付税の基準財政需要額が増額補正されることに伴う普通交付税の増額分で措置。

○中核市移行の財政需要への財源措置については、中核市の権能や役割に応じた財源措置を確実に行うよう中核市市長会等を通じ、国に求めているところである。

◎高知市における中核市移行に伴う基準財政需要額と普通交付税交付額の状況

	平成９年度	平成１０年度	増額分
基準財政需要額	５２８億円	５８８億円	６０億円
普通交付税交付額	１５９億円	２０８億円	４９億円

※中核市移行に伴い、保健衛生費・社会福祉費等を中心に基準財政需要額が増大し、交付額も大幅に伸びている。基準財政需要額増額分のうち中核市移行に伴う増加分は４１億６，６００万円

◆中核市移行に伴う効果等：

○**市民サービスの向上：**　身体障害者手帳の交付や母子・寡婦福祉資金の貸し付けなど、市で申請を受け付け、県で認定という２段階の事務処理を行っている業務を、市単独で処理できるようになり、事務処理時間の短縮化が図れる。
また、中核市指定により、市が保健所の設置・運営を行えることになり、保健・福祉・医療を相互に連携させ、より効率的・総合的な施策を行えるようになる。

○**個性的なまちづくり：**　開発の許可や屋外広告物条例による設置制限等、都市づくりの事務が市に移ることで、高知市の歴史や自然等の特性を活かした個性的なまちづくりを進めることができる。

○**都市のイメージアップ：**　政令指定都市に次ぐ地域の中核的な都市として位置付けられ、高知市の知名度やイメージが向上。また、イメージアップを図る目的でシンボルマークを全国から募集。また併せてキャッチコピーについても職員の意識改革を図る意味から町内で募集。

シンボルマーク

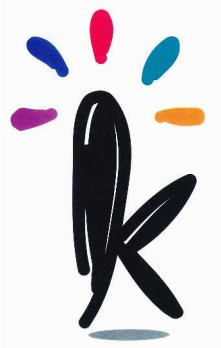

紫……文化
紺……経済
赤……政治
緑……自然
オレンジ……歴史

制作主旨

高知市は、平成 10 年 4 月 1 日から、政令指定都市に準じた事務権限をもつ、四国で初めての「中核市」として市制の歴史に新たなページを刻みます。

この２１世紀へ飛躍する高知市をアピールし、イメージアップを図るために、平成 9 年度に広くシンボルマークの募集を行いました。

今回決定したこのマークは、未来に向けて、高知市の歴史や文化などの資源を生かしながら、若者が定住し高齢者が安心して暮らせる「市民主導のまちづくり」をシンボライズし、視覚的に表現したコミュニケーションマークです。

これから高知市の印刷物や広報に使用するほか「わたしたちのまち」のイメージとして、さまざまな場所で活躍します。

コンセプト

高知市の頭文字「K」をモチーフに、あたたかみが伝わる筆のタッチで、生き生きとした高知市民をイメーした「元気人」が躍動する姿を表現しています。

また、やさしい色づかいで、高知市の文化･歴史･自然などを表わしています。

◆中核市移行に係る市民の評価等：

○高知市では３年に１回、市民意識調査を行っているが、ちょうど中核市になった平成１０年度に意識調査を実施した。

○四国で初めて中核市に移行した高知市について、「あまり変わらないと思う」：20.5％、「わからない」：11.1％であり、７割近い市民は何らかの効果に期待している。

○その期待するものは、①「保健所、都市計画、産業廃棄物処理などの仕事が市の責任と判断で実施でき、個性あるまちづくりができる」：28.8％でトップ、②「権限や財源を持つことで、住民の声が行政に届きやすくなり、議会や行政に対する関心が高まる」：24.6％、③「保健・医療・福祉の連携が今まで以上にできる」：21.4％が５人に１人を超す回答で続き、以下、④「高知市が地方分権に先導的役割を果たしていく」：16.2％、⑤「高知市のイメージがアップする」：13.6％など順となっている。

○このように、個性あるまちづくり、議会・行政への関心の高まり、保健・医療・福祉の連携などに期待する声が主体を占めており、市民の望む方向性を指摘している。

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：獣医師の初任給は幾ら支給しているのか。

Ａ：19 万３，５００円に初任給調整手当が月３万円（毎年２割減となる）である。高知市も、獣医師の採用には非常に苦労している。

Ｑ：中核市移行に係る市民等の評価（平成１０年度高知市市民意識調査）で無作為二段抽出法とあるが、電話での調査あるいは訪問調査、どのような調査か。

Ａ：郵送形式である。

Ｑ：獣医師が１１人と、他の中核市に比べて少し多いようであるが、そのあたりの背景（理由）は何か。

Ａ：食肉衛生検査所というものが保健所の一部門としてあり、市内に食肉処理の施設がある場合、保健所設置市の義務となっている。那覇市は確かなかったと思うが、高知市は保健所を設置した際に、県の職員が７人いたため、７人の獣医師をそこへ配置した関係で多い人数となっている。食肉処理施設があるかないかで、獣医師の配置の数が変わってくる。

Ｑ：資料２Ｐに職員派遣や政策形成能力向上という部分で、平成９年度に「自己啓発や職場研修に係る支援を予算化」とあるが、事業内容はどのようなものか。

Ａ：階層別政策形成能力養成研修を取り入れる等、管理職に対してマネージメント研修等、新しいプログラムと取り入れた。

Ｑ：都市のイメージアップの部分で、シンボルマークを全国から募集、併せてキャッチコピーについても職員の意識改革を図る意味から町内で募集とあるが、これは任意で職員個人からの募集によるのか、それとも課で集約したのか。

Ａ：キャッチコピーについては、全体（職員個人）で募集をかけたと思う。イメージアップになるかどうか、賛否両論はあるかと思うが、当時、市長は政令市に次ぐ中核市になったということで、全体的にイメージアップを図ろうと企画された。

Ｑ：職員の派遣として、高知県から平成１０年度、高知市に３２人派遣とあるが、これは平成１０年度からということか、それとも平成１０年度のみか。

Ａ：平成１０年度から５年間である。徐々に減らしていき、５年間で０人となった。

Ｑ：那覇市も平成２５年４月からの中核市移行を目指しているが、一番気になるのは市民に対するサービス、それと市民の評価である。高知市では平成１０年度、中核市になった年に市民意識調査を実施しているが、最近は調査していないのか。約１３年ほど経っているが、市民の評価はどうか。

Ａ：３年に１度、市民意識調査は行っているが、中核市に移行してどうかという評価については行っていない。

（２）保健所の設置について

◆高知市総合あんしんセンター整備経緯：

○平成　９年１２月：市民病院の閉院決定
○平成１０年　４月：中核市移行
○平成１２年１０月：（仮称）健康あんしんセンター構想を表明
○平成１３年　５月：地域保健推進協議会に「公的保健医療検討部会」を設置し、（仮称）健康あんしんセンターの有すべき機能について検討
○平成１６年　２月：計画の２年間先送り決定
○　　〃　年１２月：立地場所を市民病院跡地に決定
○平成１７年　１月：高知市、鏡村、土佐山村と合併
○　　〃　年　２月：市民病院閉院
○平成１８年　１月：総合防災センター機能を付加
○　　〃　年　９月：参画団体と基本協定を締結
○　　〃　年１０月：基本・実施設計着手
○平成１９年　５月：旧市民病院解体工事着手
○平成２０年　１月：旧市民病院解体工事終了
○　　〃　年　３月：建設工事着手
○平成２２年　２月：工事完了
○　　〃　年　３月：供用開始（平成２２年３月２３日）

◆施設概要：

①目的：「保健・医療・防災」ニーズに迅速・的確に対応するため、保健所、消防局及び災害対策本部機能を併せ持ち、医師会等関係団体の施設も含めた、総合的な拠点施設として整備する。
②事業主体：高知市
③事業期間：平成１８年度　～　平成２２年度まで
④事業費：約４５億円（消防指令室備品を除く）
⑤敷地面積：10,700 ㎡
⑥延床面積：本館：12,225．57 ㎡
　　別館：４９８．９１㎡
⑦建物構造：本館：鉄筋コンクリート造・免震構造、地上５階（一部３階）
　　別館：鉄骨造、地上２階
⑧参画団体：高知市（保健所・危機管理室・消防局）

医師会（県・市医師会、県医師会准看護学院）
歯科医師会（県・市歯科医師会）
日本赤十字社高知県支部
高知県薬剤師会
高知県栄養士会
高知県放射線技師会
高知県臨床検査技師会
高知県食品衛生協会支部
高知県救急医療情報センター
高知市休日夜間急患センター
高知市平日夜間小児急患センター
高知県歯科医師会歯科保健センター

◆各階入居施設：

５Ｆ	消防局（指令課・総務課・警防課・予防課） 危機管理室 災害対策本部
４Ｆ	医師会館 救急医療情報センター
３Ｆ	准看護学院 会議室
２Ｆ	保健所検査エリア 保健所相談エリア 歯科医師会館 薬剤師会館 放射線技師会、栄養士会、臨床審査技師会
１Ｆ	保健所事務所（保健総務課・地域保健課・生活食品課・健康づくり課） 日本赤十字社高知県支部 歯科保健センター 急患センター 食品衛生協会センター

◆建物の特徴：

○大規模災害への対応：

①免震構造の採用：震度６でも機能する建物
②二系統受電経路：受電経路を二カ所からに設定
③非常用電源、飲料水の確保（３日分）：ライフラインの停止に備える
④できるだけシンプルな設備：複雑な構造にすると、被災時に機能しない恐れ、修復も早くできる。

○免震建物の特徴：

①免震装置１：天然ゴム系積層ゴム支承、弾性スベリ支承
②免震装置２：免震Ｕ型ダンパー、オイルダンパー
③免震装置３：設備の可撓継手：

○区分所有建物：
①官民協働の建物
②土地は高知市が賃貸、建物は４団体が所有
・区分所有者：高知市、高知県医師会、高知県歯科医師会、日赤高知県支部
③共用部は、管理組合を組織して管理

◆施設特徴：

○保健所機能の統合：
①窓口の統一
②健康危機への対応強化

○初期救急医療施設等の併設
・休日夜間急患センター、平日夜間小児急患センター、歯科保健センター、調剤薬局の併設

○医療関係団体との協働：保健・医療行政の連携

○防災関連部署と消防局、保健所、日赤の連携
・大規模災害への備え、情報の一元化、災害医療への対応

○意匠については、総合的な複合施設ということで、保健、防災、保健所機能や医療等、いろんなものが集まっているというイメージで設計をしたと聞いている。

◆事業費の内訳

歳　入		歳　出	
項　目	金　額	項　目	金　額
国庫補助金	365 百万円	建設関連費	3,819 百万円
くらしにぎわい再生	330 百万円	建設費（本体）	3,769 百万円
感染症予防事業	29 百万円	外構植栽工事等	50 百万円
環境保全施設	6 百万円	解体関連費	216 百万円
関係団体負担金	915 百万円	解体工事	153 百万円
医師会、歯科医師会、日赤高知県支部		その他解体関連	63 百万円
起債	3,135 百万円	事務費	465 百万円
合併特例債等		基本・実施設計	58 百万円
		工事監理費	38 百万円
		その他委託費	27 百万円
		備品（検査機器含む）	262 百万円
一般財源	85 百万円	埋蔵文化財調査	１８百万円
		事務費（給与含む）	６２百万円
合　計	4,500 万円	合　計	4,500 百万円

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：事業費の内訳で、検査機器を含む備品が約２億６，０００万円、別紙で新規に導入した検査機器の一覧表で品目が８９、数量が２１８とあるが、これが２億６，０００万円の中身か。

Ａ：平成１０年に中核市になる際に準備した機械等があり、それプラスアルファーで、約２億円が検査機器等に係る部分である。消防の指令部分については、この備品費の中には入っておらず、別枠となっている。

Ｑ：当初はそれで用意していて、先程、その後薬局業務も増えたとあったが、毎年毎年業務も増えて、検査機器もその都度導入しないといけなくなってくるのか。

Ａ：薬局業務は検査ではなく、許認可業務なので、検査機器は不要である。数年後に新しい業務が増えて、また検査機器をそろえたいと思っても、こういった形で補助金等がないと、買えるかどうか、なかなか難しいと思う。

Ｑ：高知市は市民病院を閉院しているが、保健所業務の中に行政がやらないといけない医療部門のほとんどが入っていると思うが、市立病院が担う行政的なものはどうなっていくのか。

Ａ：高知市民病院は、県立中央病院と合併して高知医療センターとなり、各２分の１ずつ負担して運営をしている。

Ｑ：高知県全体で保健所はいくつあるのか。

Ａ：県が５つの保健所を持っており、高知市が１つ、合計６つの保健所がある。

※高知市総合あんしんセンター　施設見学

※入手資料等（別添参照）

①高知市の中核市移行について（資料）
②総合あんしんセンター整備事業
③高知市保健所検査室の整備について
④高知市保健所業務概要（平成 22 年度）
⑤高知市保健所パンフ
⑥高知市の概要
⑦平成 23 年度予算統計（高知市議会事務局）

高知市視察状況（３日目）

高知市総合あんしんセンター：会議室

高知市総合あんしんセンター：会議室

高知市総合あんしんセンター：６階消防局

高知市総合あんしんセンター：６階消防局

高知市総合あんしんセンター：２階保健所検査エリア

高知市総合あんしんセンター：２階保健所検査エリア

高知市総合あんしんセンター：地下１階免震構造

高知市総合あんしんセンター

４．倉敷市（中核市移行年度：平成１４年４月１日）

面積：３５４．７２ｋ㎡
人口：480,397 人（平成２３年３月末現在）

（1）中核市移行について

◆中核市移行までの経緯：

○平成　７年　５月：助役を委員長とする「中核市検討委員会」設置
○平成　９年　２月：市議会に「中核市・行政改革調査特別委員会」設置
○平成 11 年　２月：２月定例会で正式表明（中田武志市長）
平成 14 年４月１日からの中核市移行に向けて取り組む旨を表明）
○平成 12 年　５月：中核市・行政改革特別委員会開催
市長を本部長とする「倉敷市中核市推進本部」設置
○平成 13 年　６月：市議会において「中核市指定に係る申出」議決
県知事に「中核市指定に係る申出の同意」を申し入れ
○　〃　年　〃　：県議会において「申出の同意」議決
県として、中核市指定に係る申出について同意
○　〃　年　８月：市長から総務大臣に対し「中核市指定に係る申出」
○　〃　年 10 月：閣議決定（５日　政令公布）
○平成 14 年　３月：倉敷市と岡山県で「事務引継書」締結（県庁知事室）
○　〃　年　４月：中核市指定政令施行（移行）　※全国で 30 番目となる

◆移譲事務：

○中核市への移行に伴い権限が移譲されたが、その内容は次のとおり。
（法定移譲事務）＋（県単独事務）＋（保健所分）
843　＋　16　＋　1,450　＝約 2,300 項目
○法令により倉敷市の事務になったものは次のとおりである（平成 14 年４月時点）
（項目数）

区　分		法　令	省令・要綱等	計
項目数		738	105	843
内訳	新規事務	543	87	630
	経由・委任事務	195	18	213

（行政分野別）

区　分	項目数	区　分	項目数
民生行政に関する事務	295	産業･経済行政に関する事務	0
保健衛生行政に関する事務	49	文教行政に関する事務	15
環境行政に関する事務	106	その他の事務	6
都市計画・建設行政に関する事務	372		
合　計			843

（注）項目数は捉え方によって数え方が異なる

※法定移譲事務は、県から市が事務を引き継ぐことであり、従来県へ支給されていた交付税が市に直接交付し直されることで費用は保障されることとなる。

○県単独事務（委任事務）　16 項目

法定移譲事務に密接に関連した事務で、岡山県が独自に行っているもの。（岡山県からは、民生行政に関する 16 事務が移譲）

（例）母子・寡婦貸付に関する「母子金庫資金貸付事業」など

◆中核市の効果：

○**地域の実情に応じたきめ細やかなサービスの提供が可能**

市独自の判断により、県下全域ではなく、市の特性に合った運用が可能となった。

【例】母子相談員の設置及び母子・寡婦福祉資金の貸付業務について

相談件数は前年に比べ約 5 割増、相談回数としては約 2 割強の増加となった。

	平成 13 年度（岡山県）	平成 14 年度（倉敷市）
相談日	週 4 回	週 5 回（月～金：9 時～16 時）
相談件数	１，２３８件	１，９２８件
相談回数	２，１６３件	２，６９６件

※母子・寡婦福祉資金の貸付・・・年間 91 件　貸付総額　約２，８００万円

○**行政サービスの効率化：**市・県の２段階事務が一元化でき、処理のスピード化による行政の効率化が図られた。

【例】身体障がい者手帳の交付事務について

処理日数は１／３以下に短縮された

	平成 13 年度（岡山県）	平成 14 年度（倉敷市）
新規交付	２０．３日	６．７日
再交付	１７．５日	５．８日

（補足）　本市は、平成 13 年 4 月に保健所政令市として保健所を設置し、中核市に先だって業務を開始した。保健所サービスについても地域保健業務等、これまで県と市が別々に行っていた事業を一元化でき、手続き等が簡素化された。

○**独自のまちづくり：**市独自の判断と責任により、市の特性に合ったまちづくりを展開できるようになった。

【例】屋外広告物管理業務について

従来の景観行政と合わせ、市の特性を生かした景観形成が可能となった。（倉敷市屋外広告物条例を制定し、全国的にも厳しい内容で美観維持を図っている。また、違反物の積極的撤去が可能）

○**市全体の活性化：**一般論として、独自のまちづくりで、人とモノの交流が増える。知名度向上にもつながる。

◆注意点・課題：

①法定移譲事務に関連した事務で、県が独自に行っている事務に関しては地方交付税で措置されなかったため、市費での負担となるため、県との協議により、役割分担の明確化が必要

②職員の意識改革と政策形成能力の向上
③地域での広域的リーダーシップの発揮
※中核市移行のメリットが市民に分かりづらい　⇒　しっかりした広報

◆中核市移行に伴う財政影響：

○倉敷市における財政影響は次のとおり（保健所分を除く）
・基準財政需要額の増加　約 31 億円
・財政負担の増加（平成 14 年度決算額）　約 22 億円

○財政負担は年度により大きく変動することも予想されるが、現行の地方交付税制度が継続されるなら、財政負担額は（地方交付税）でカバーされる。

○国は中核市の移行に際しては十分な手当てをするとしている。

（参考）保健所設置による財政影響
・イニシャルコスト（１０～１２年度）　総額　2,876,606 千円
財源内訳　国・県補助：313,437、市債：1,812,900、一般財源：750,269
・ランニングコスト（平成 13 年度）総額　2,830,779 千円※全事業の運用費
財源内訳　国補助：162,257、県補助：207,728、一般財源：2,460,794
※保健所設置を含め、中核市移行に伴う経費は基本的には交付税で措置される。

◆中核市移行に伴う人員増：（平成 14 年４月 1 日時点）

○指導監査室（法人監査）　４人（事務）
○障害福祉課（身体障がい者手帳他）　２人（ 〃 ）
○児童福祉課（母子、寡婦福祉他）　１人（ 〃 ）
○生活福祉課（民生委員他）　１人（ 〃 ）
○環境保全課（公害対策他）　０人（ 〃 ）
○建設計画課（屋外広告他）　３人（ 〃 ）
合　計　11 人

◆移行記念事業：

日付	事業	事業費
平成１４年　４月　１日	中核市移行式	11 万円
７月３０日 ～　８月１１日	春の院展	１１７万円
８月　３日	第１回全国小学生「倉敷王将戦」	４５０万円
１０月２４日 ～　１０月２５日	第１３回男女共同参画全国都市会議	２６４万円
１０月２５日 ～　１２月　８日	平山郁夫「ガンダーラとシルクロードの美術」展	1,185 万円
１１月１７日	中核市移行記念シンポジウム	４９０万円
平成１５年１１月２３日 ～　１２月　７日	第２回全国高校生現代アートビエンナーレ展	
平成１６年　３月　７日 ～　３月２１日	第５回若い音楽家のためのチャイコフスキー国際コンクール（※）	4,000 万円

※平成 15 年８月 30 日～９月 14 日の予定であったが、重症急性呼吸器症候群ＳＡＲＳにより延期）

◆外部監査：

○都道府県、政令指定都市及び中核市の長は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないとされている。（包括外部監査契約の締結　地方自治法第 252 条の 36）

○監査委員による監査を補完し、外部の目から地方自治体の事務をチェックするもの。倉敷市は平成 12 年から中核市移行に先行して導入した。

・平成 12 年度　（1）「倉敷市土地開発公社及びこれに係る倉敷市の財務」
　（2）「普通財産としての遊休土地」

・平成 13 年度　（1）「貸付金の管理状況について」
　（2）「補助金等の執行状況について」

◆中核市市長会としての取り組み（活動状況）：

○設立経緯：平成８年４月、初陣を切って全国で 12 の中核市が誕生した。その時点では、中核市候補市の連携の場として中核市制度研究都市連絡協議会が既にあったが、協議会設立の主な趣旨は中核市候補市がお互いに情報交換を行うことを通じて中核市指定に向けた準備作業を効率的に行うことにあった。そのため、移行する中核市各市からは、これとは別に現に中核市に移行した「中核市としての連携の場が必要であるとの声が高まり、平成８年５月 27 日に中核市 12 市長で「中核市連絡会」が設立された。

その後、平成中核市制度発足 10 年目となる平成 17 年「中核市サミット 2005 in 豊橋」の開催を契機に「中核市市長会」に名称を変更した。

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：中核市になってから９年ほど経過しているが、財政負担についてはどうか。

Ａ：財政負担は特にないが、中核市移行当初は、地方交付税の措置等、もっとプラスを見込んでいた。

Ｑ：中核市になってからの指定管理者についてのあり方など、変化はあるか。

Ａ：今年、債権管理条例を策定するなど、指定管理に関して積極的に進めている。

Ｑ：都市計画等に関する事務の中で、市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可というのは、法定移譲事務か。

Ａ：法定移譲事務である。

（2）議会改革について

◆議会活性化協議会の設置：

○設置の経緯：平成 21 年に議会運営委員会が議会基本条例についての行政視察を行ったことをきっかけに、議会改革についての同協議会が設置された。

◆主な議会改革：

○質問通告及び質問一覧表の様式を変更してわかりやすくした。

○会期日程について、休会を 1 日増やし、質問通告の締め切り時間をこれまでの正午から午後３時とした。

○議員研修会の実施。

○今年３月から、適正合理化推進審議会（議会運営委員会と同メンバーによる議会

基本条例制定に向けての検討を開始した。

○議会基本条例に関して、識者による講演会を計画しており、政務調査費を経費に充てる方向で進んでいる。

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：議員研修会の内容、また資料準備等は当局が行っているのか、それとも、外部に委託しているのか。

Ａ：同研修は予算化されていない。他市からの視察と同様に、本市職員が、自前の資料を使い、市の財政等について説明する。

Ｑ：市民に、市の財政について広報しているか。

Ａ：配布用の概要版を作成し、ホームページでも公開している。

Ｑ：代表質問について時間制限はないとあるが。

Ａ：代表質問は２月定例会のみで行われており、時間は無制限であるが、大体長くても１時間である。

Ｑ：オンブズマンの状況はどうか。

Ａ：裁判で一回敗訴の後、議会改革の意識が強まり、政務調査費を月 16 万 5000 円から 15 万円に、費用弁償も半分にし、視察旅費も 10 万円ほど減となり、海外視察は当面見合わせている。また、議員定数や議員報酬までやらざるをえないところまできている。

（３）保健所の設置について

◆くらしき健康福祉プラザについて：

○当市においては、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域に密着した保健施策を総合的・効果的に展開するため、平成 13 年４月から「保健所政令市」へ移行することになり、保健・福祉の緊密な連携を図るため、同じ敷地内に倉敷市保健所が併設されている。

◆基本機能：

○健康づくり支援拠点機能：

①健康づくり事業

②介護予防事業

○自立・社会参加の支援拠点機能：

①倉敷市身体障がい者デイサービス

②感覚矯正事業

③障がい者就業・生活支援センター

④子育て支援事業

⑤福祉機器展示コーナー

⑥地域包括総合支援センター

⑦ホームヘルプステーション・居宅介護支援センター

○総合相談・情報提供拠点機能：

①保健福祉相談

②情報提供コーナー

③倉敷市療育相談センター　ゆめぱる

○市民活動の支援拠点機能：

①社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会

②倉敷ボランティアセンター

◆保健所について：

○職員数：同プラザの保健所 117 人、　３支所の保健所 10 人

○県からの身分移管：15 名

○医師３名、　歯科医師１名、　保健師 79 名、　薬剤師 13 名、　獣医師９名

◆課題等：

①医師の確保

②保健師の増員

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：３支所それぞれに保健所を設けているのはなぜか。

Ａ：倉敷市は昭和 42 年に倉敷市、児島市、玉島市の３市が対等合併しており、また、もうひとつ水島工業地帯という人口の多い地域がある。児島、玉島、水島の３支所に保健所を置くことで、地理的に行政サービスが低下しないようにしている。

Ｑ：保健師の人数は、現在でも本市よりかなり多いと思うが、なぜ、もっと増やしたいのか。

Ａ：精神病対策、予防接種、感染症対策等に対応するきめ細かいサービスの実現にはもっと多くの保健師が必要と考えている。

Ｑ：プラザ内の保健所職員が 117 名ということだが、中核市移行時に増員となったのか。

Ａ：平成 14 年４月の中核市移行時にプラザ内の保健師 96 名に県から身分移管した２１名が増員となった。

Ｑ：獣医師の初任給が非常に低いと聞いているが、貴市の初任給は幾らか。

Ａ：初任給は 20 万 5,900 円である。

※倉敷市保健所、くらしき健康福祉プラザ　施設見学

※入手資料等（別添参照）

①中核市移行について

②議会改革に関することについて

③倉敷市保健所のご案内（パンフ）

④くらしき健康福祉プラザ

⑤倉敷市議会概要

⑥倉敷市議会だより（平成２３年５月発行）

⑦倉敷（美観地区等ガイドブック）

倉敷市視察状況（４日目）

倉敷市議会：会議室

倉敷市議会：会議室

倉敷市保健所

倉敷市保健所：会議室

くらしき健康福祉プラザ

くらしき健康福祉プラザ

くらしき健康福祉プラザ；福祉器具展示コーナー

くらしき健康福祉プラザ前

５．久留米市（中核市移行年度：平成２０年４月１日）

面積：２２９．８４㎢
人口：３０２，５６７人（平成２３年４月１日現在）

（１）中核市移行について

◆中核市移行に係る主な経過：

○平成１７年　２月　５日：合併により人口 30 万人を超え、中核市要件を満たす
○　　〃　年　４月　１日：企画財務部に中核市準備室（２名）を設置
健康福祉部に保健所準備担当次長を配置
○　　〃　年　６月　６日：市長が市議会本会議において、平成 20 年４月に中核市移行を目指す旨を表明
○　　〃　年　６月 27 日：庁内に「久留米市中核市移行推進本部」を設置
○　　〃　年　６月 29 日：市議会に「中核市移行調査特別委員会」が設置される
○平成 18 年　４月　１日：中核市準備体制の強化
及び５月　１日：※中核市準備室増員、保健所準備室・教育センター準備室の設置など
（県への職員派遣研修及び県職員の受入開始）
○　〃年５月、６月、７月：市民周知のため広報誌へ３回シリーズで掲載
○平成１９年　２月　　：中核市移行に係る厚生労働省、総務省ヒヤリング
○　　〃　年　３月 16 日：中核市移行準備経費予算計上
市議会に「中核市指定の申出」議案を提出、議決
市長に市議会中核市移行調査特別委員会より提言書が提出される
○　　〃　年　４月　１日：市民周知のための広報チラシを発行
４月又は５月、６月～：中核市準備体制の強化
※県へ市職員派遣研修の強化（専門職派遣開始など）
○　　〃　年　４月 26 日：市長が知事に「中核市指定の申出」の同意を申入れ
○　　〃　年　７月 19 日：県議会が「中核市指定の申出」同意議案を議決
○　　〃　年　７月 31 日：県が「中核市指定の申出」について同意
○　　〃　年　８月 10 日：市長が総務大臣に「中核市指定」を申出
○　　〃　年　９月　　：県と市において、事務引継書の作成（　～　平成２０年３月）
○　　〃　年 11 月 21 日：中核市指定の政令交付
中核市移行ＰＲのための懸垂幕・横断幕設置
○　　〃　年 12 月　　：市議会に、関係条例の制定又は改正に係る議案を提出
○　　〃　年 12 月～　　：広報くるめ３回シリーズ掲載
○平成 20 年　３月　１日：ガイドブック発行
○　　〃　年　３月　　：市議会に、中核市関連予算案等提出
○　　〃　年　３月２６日：県と市の事務引継（知事と市長による事務引継書への署名）

○平成 20 年　4月　1日：中核市へ移行（中核市指定の政令施行）

◆中核市移行に伴う移譲事務の概要：

○移譲事務項目数

区　分	項目数
法定	１，５４９
法定外	４１２
合計	１，９６１

○法定移譲事務にかかる行政分野別内訳

区　　分	法律・政令に基づく事務	省令・要綱等に基づく事務	合　計
民生行政に関する事務	２７５	９４	３６９
保健衛生行政に関する事務	６０５	２１８	８２３
※（　）は保健所で行う事務	（５９０）	（２１３）	（８０３）
環境行政に関する事務	１９９	５	２０４
都市計画・建設行政に関する事務	１３１	５	１３６
文教行政に関する事務	１１	０	１１
その他の事務	６	０	６
計	１，２２７	３２２	５４９

○法定外事務にかかる行政分野別内訳

区　　分	項　目　数		合　　計
	県特例条例分	県単独事務分	
民生行政に関する事務	０	５	５
保健衛生行政に関する事務	３２４	３６	３６０
※（　）は保健所で行う事務	（３２４）	（１６）	（３４０）
環境行政に関する事務	２４	２３	４７
計	３４８	６４	４１２

注）県特例条例分とは、地域の実情に応じて県の費用負担のもと、免許申請の窓口事務、各種の許認可等を行うもの。

単独事務分とは、法定移譲事務に密接に関わりがあり県が独自に実施している事務で、中核市移行に伴い市に引き継がれるもの。

◆主な中核市移譲事務の状況について：

【保健衛生関係】

●事業診療部門

①来訪者の実績

平成 21 年度	年間合計	月平均	日平均
来訪者数（人）	１８，４７３	１，５３９	76
電話件数（件）	２３，８７６	１，９９０	98

開庁日数　　２４３

※当初の見込み・・・来訪者数は一日平均 80 名程度と予想（ほぼ予想どおり）

②権限移譲の具体的な効果（事例）

・未熟児に係わる給付申請の簡素・簡略化（平成２０年度：養育医療申請件数 76 件）：平成 19 年度まで養育医療申請は県で、乳幼児医療の申請は当市で、それぞれ行う必要があったが、窓口一本化で添付書類等の簡素化、事務の一元化が

図られ、市民の負担が軽減された。

・低体重化（2,000ｇ～2,500ｇ）の訪問指導員（保健師・助産師）による訪問の充実：県では、低体重の連絡票が届いた場合のみ電話か訪問を実施。本市では、全ての低体重児を訪問し、子育てのアドバイスや相談に応じている。

（平成 20 年度：訪問実績 120 件）

③課題等

・概ね順調に業務を遂行している。複雑なケースについては、県からの派遣職員によるＯＪＴやノウハウの継承などが必要である。

・今後も県の協力のもと、研修の受講等により専門的な対応ができるよう市担当職員の知識や能力を向上させるとともに、関係機関との連携体制を確立していく必要がある。

●動物管理センター

①捕獲・引き取りの実績

平成 21 年度	年間合計	月平均
捕獲（件）	１０４	９
引き取り（件）	６１５	５１

②権限移譲の効果

・動物愛護、狂犬病予防に関する事務について、これまで県と本市各々で行っていたものを、本市で一本化したことにより、市民からみて、窓口がわかりやすくなるとともに、事務処理が効率化された。

③課題等

・近隣からの苦情もなく、順調に移行できた。

【民生関係】

●身体障害者手帳交付

①交付実績：平成 20 年度交付件数　　１，３３２件　　月平均１１１．０件

②権限移譲の効果

利便性の向上

・交付日数を増加（月２回→月３回）

・交付までの期間を短縮（３日～12 日短縮）

きめ細かな独自サービス

・手帳カバーに点字ラベルを添付（視覚障がいの方で希望される場合）

・説明書の中に交付予定日を明記するなど分かりやすく配慮。

③課題等：概ね順調であるが、認定に必要な知識・能力の向上など、安定かつ適切な認定事務体制の充実を図る必要がある。

【環境関係】

●産業廃棄物処理施設の設置許可等

○法に基く認可申請等の受付実績（件）

①許可事務（H22）

	年間合計	月平均
廃棄物処理法に基づく許可申請等の受付件数	１，０３３	８６．１

自動車リサイクル法に基づく許可申請受付件数	３４	２．８

②監視業務（H22）

	年間合計	月平均
立入り調査等監視指導件数	４４１	３６．８
通常監視業務（苦情処理件数）	１３８	１１．５
通常監視業務（不法投棄物の対応件数	２４０	２０．０

○権限移譲の効果

①産業廃棄物処理施設の設置許可業務

地域に密着した指導・調整や市関係各部連携した指導が可能となった。

②監視業務

・一般廃棄物と産業廃棄物を一体的に行うことで、効率性が高まった。

・担当課内に現職警察官を配置したことで、地元警察と連携した迅速かつ的確な対応が可能となった。

○課題等：概ね順調である。

【教育関係】

●教育センター･･･久留米地域地場産業センターの研修室等で実施

○集合研修実績（H20、権限移譲分のみ）

	年間合計
集合研修件数（H20）	７１
集合研修件数（H21）	１５２
集合研修件数（H22）	１８２
延受講者数（H20）	２，５６７
延受講者数（H21）	３，４１７
延受講者数（H22）	３，７１９

○権限移譲の効果：受講者等から、本市独自の研修に対する期待や自覚が見られる。

○課題等

①県教育委員会との役割分担も含め、概ね順調に移行できている。

②教職員の能力向上、教育支援等を担うに相応しい組織としての能力向上を図る必要がある（研修内容の充実、教育研究・教育支援の向上など）。

◆中核市のメリット：

○行政サービスの効率化：市で申請を受け付け、県が認定していた身体障害者手帳の発行や母子・寡婦福祉資金の貸付など、県と市が分担して行っていた事務を市が一括して行うようになり、事務処理がスピードアップした。

○きめ細かな行政サービスの提供：市が保健所を設置したことにより、昨年まで県と市が分担していた保健サービスが市に一元化され、一貫した保健指導が行えるようになった。また、私立の小・中・養護学校教職員の研修を市が主体的に行うため、本市の実情や課題に合わせた研修の実施が可能となった。

そのほか、市民生活に密着した多くの事務を身近な市役所で行うことで、市民ニーズに即したきめ細かな行政サービスを提供できるようになった。

○独自のまちづくりの展開：県の条例に基づいて行っている屋外広告物の規制を、

市が条例を制定して行えるようになった。また、水質汚濁など従来の市管轄の規制分野に大気汚染防止などに関する権限が加わるなど、景観や環境に配慮した独自のまちづくりを推進できるようになった。

○**市全体の活性化：**中核市は、政令指定都市に次ぐ都市制度上の位置付けがされている。九州の県庁所在地以外では初めての中核市として、本市の都市イメージが向上し、市全体の活性化や経済の振興につながる波及効果が期待される。

○**分権時代にふさわしい都市経営の推進：**包括外部監査制度の導入により、行政の透明性が一層向上する。

福祉分野では、一部の事務が県の関与を受けることなく国と直接協議することができるようになった。

◆中核市移行に伴う財政影響額：（平成 20 年度一般会計当初予算ベース）

○人件費を加算した全体影響額　　（単位：千円）

区　分	事業費	財　源　内　訳				
		国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
民生行政	368,908	154,482	△1,270,715			1,485,141
保健衛生行政	240,797	62,523	6,212		2,235	169,827
環境行政	48,831		13,883			34,948
都市計画・建設行政	140		△1,600			1,740
文教行政	13,275					13,275
その他	24,127					24,127
人件費（93 人）	790,500					790,500
合　　計	1,486,578	217,005	△1,252,220		2,235	2,519,558

※一般財源合計額から新たな一般財源収入となる手数料 68,915 千円を差し引いた金額

財政影響額　（平成 20 年度一般会計当初予算ベース）　2,450,643 千円

※上記の費用に対する財源措置として、交付税の基準財政需要額に加算される額

基準財政需要額への加算額　（H20 見込額）　2,578,000 千円

（H20 実績額）　2,495,687 千円

（H21 見込額）　2,520,644 千円

◆市民への周知・広報や市職員への研修等の実施：

○市民への周知、広報

①平成 17 年度の取組：ホームページへの掲載

②平成 18 年度の取組：市広報紙に３回シリーズ掲載（中核市制度の概要等）

③平成 19 年度の取組：

・リーフレットの作成配布、横断幕及び懸垂幕を掲示

・出前講座の開催（１１回開催、４７３人参加）

・各種団体への説明等（９回開催、２４７人参加）

・市広報紙に３回シリーズ掲載（中核市の主な事務や移行の効果など）

・ガイドブックの作成配布（Ａ４版カラー２０ページ、県から移譲される事務の内容、市の窓口や手数料の納入方法など）

④平成 20 年度の取組：出前講座の開催（８回開催、４２５人参加）

○市職員への研修等

①平成１８年度の取組：

・移譲事務担当職員への研修（約６０人）

・時間外研修（約４０人）

②平成１９年度の取組：

・新規採用職員研修（４５人）

・管理職研修（２０２人）

・時間外セミナー（５８人）

・中核市移行直前研修（２１３人）：各職場１～２人を対象として、中核市移譲事務や窓口、組織の見直し等、市職員として最低限必要な知識を身につけてもらう

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：中核市移行による財政負担はそれほどなかったと理解してよいか。

Ａ：わずかながらプラスもあり、大きな負担はなかった。

Ｑ：移行に伴い、事務量が増えることによる貴市の職員定数の変化はあったか。

Ａ：行財政改革を進めているので、全体としては、職員減となっている。
移譲事務の部分では、事務量に見合った人数を配置しており、事務の中身が極端に変動しない限り、対応できる体制となっている。

Ｑ：獣医師が現在７名で、県職員１名、市職員６名採用したものだと思うが、首都圏の専門学校に採用の呼びかけをしているのか。

Ａ：それもあると聞いている。また、近場の大学関係、再就職というケースもある。

（２）保健所の設置について

◆久留米市保健所の概要：

○保健所の設置：久留米市は、平成 20 年４月１日に中核市に移行したため、同時に久留米市保健所を設置した。それまで、県の保健所が当市を含む４市２町を所管していたが、移行後は当市の全区域を所管している。

◆保健所の施設：

○平成 17 年２月の１市４町の合併後、３年あまりで保健所施設を整備するため、既存施設の利用を優先した。市域の中心部の既存施設にすべての保健所施設を集約することは困難であるため、分散配置とした。

○事務診療部門（久留米市保健所）：

市民の利便性を考慮し、久留米商工会館４階に整備。

・県の施設を賃借するものではなく、市独自で施設を選定、賃借している。

・施設借上げ料：13,561,656 円（1,130,138 円×12 月）

・看板使用料：120,000 円（10,000 円×12 月）

○検査部門（久留米市衛生検査センター）：

市民の直接来所がないため、城島総合支所４階に整備。

・設置費用：154,840,115 円

○動物保護施設（久留米市動物管理センター）：
事務診療施設に近い高架道路下に設置
・設置費用　　59,100,632 円

◆当面の課題：

○保健所業務の安定的・円滑な実施：市保健所として、県から自立した保健所運営が可能となるような「人材育成」や業務の実施体制の整備を計画的におこなっていく必要がある。

○保健所本格整備の検討：総合計画において、中央保健センターの整備を計画しており、本格整備に向け、議会の提言も踏まえながら、検討を進めていかなければならない。

○専門職（医師：保健所長）等の確保：医師に限らず、管理監督的な立場の経験豊かな職員を市保健所としてどのように確保していくかが課題である。

◆質疑応答（Q＆A）：

Q：獣医師の初任給はどれほどか。
A：給料表では一般の事務職と同じとなっている。
Q：ランニングコストがかかるのは、主にどんな費用か。
A：主に、施設の清掃委託費、水道料金等に若干高くかかっている。

（3）議会改革に関することについて

◆久留米市議会における議会改革の取り組み：

○平成 17 年６月に議会制度調査特別委員会を設置し、議会制度に関する調査を行い、議会改革に努めている。

◆議会制度調査特別委員会の経過：

設置期間	開催回数	主な調査内容と結果
17 年６月～ 19 年３月	６回	議員定数について →42 名に決定（H19 年４月選挙より適用）
	４回	政治倫理条例について →結論に至らず
19 年６月～ 21 年５月	15 回	議会基本条例について →議会基本条例制定（平成 20 年 12 月
21 年６月～ 23 年３月	４回	議員定数について →38 名に決定（平成 23 年４月選挙より適用）

◆議会基本条例について：

○主な項目
① 政策立案
② 開かれた議会としての活動
③住民参加の推進
④議会活動の報告会開催
⑤住民・NPO 等との意見交換
⑥一問一答
⑦議会広報の充実
⑧議員の政治倫理の確立

◆政策評価の取り組みについて：

○行財政改革調査特別委員会において政策評価を試行的に実施。

◆今後の課題：

○議会基本条例の検証

○議決事件の拡大

○所管事務調査のあり方の見直し

◆質疑応答（Ｑ＆Ａ）：

Ｑ：市議会だよりを見ると、代表質問を行う質問者の名前が出ていないが、議会としての要望で載せていないのか。

Ａ：議会として、代表質問は会派の代表ということで、基本的に名前は載せていない。また、個人質問についても、名前を掲載していない。

Ｑ：新たな政治倫理条例の制定について、今は議論されていないのか。

Ａ：これまで、条例制定については結論に至っていないが、６月定例会で議会制度調査特別委員会が設置される予定であり、同委員会で協議されるテーマのひとつとなっている。

Ｑ：議会制度調査特別委員会において、政務調査費について議論されたことはあるか

Ａ：これまで、同委員会で特に議論の対象とはなっていない。

※入手資料等（別添参照）

①中核市移行に係る資料（久留米市総合政策部総合政策課）

②中核市・久留米スタート（Ａ４版カラーパンフレット）

③久留米市保健所の概要について

④議会改革に関することについて

⑤久留米市議会基本条例制定までの経緯

⑥政策評価の結果について

⑦久留米市議会の概要

⑧くるめ議会だより（平成２３年５月発行）

久留米市視察状況（５日目）

久留米市議会：会議室

久留米市議会：会議室

久留米市議会：本会議場

久留米市議会：本会議場

６．まとめ

今回の行政視察は、去る３月１１日に発生した東日本大震災の影響を考慮し、関西以南中核市５都市（奈良市・東大阪市・高知市・倉敷市・久留米市）に対し、前回の視察（平成２３年１月１７日～１月２１日）に引き続き、①中核市移行の経緯・移譲事務の概要等、②保健所設置の課題等、③議会改革に関する取り組みについて説明を受けた。

（１）中核市移行について

中核市移行に向けて、①保健所の設置、②保健所業務等の専門職員や包括外部監査人等の継続的な確保、③移行に伴う基本財政需要額増加分への確実な財源確保の３点が大きな課題であることを再認識させられた。

また、職員の意識改革（自己啓発）のみならず、市民への広報も課題の１つとして見えてきた。

中核市とは何か、中核市に移行するとどうなるのか、どのような市民サービスの向上があるのか、もっと市民へ周知を図る必要がある。

行政側のメリットだけではなく、市民にとってどんなメリットがあるのか、議会側からも、もっとわかりやすく市民へアピールする必要がある。

財政面については、県からの法定移譲事務分について交付税措置が約束されていると言われているが、内訳が不透明である。三位一体改革の影響等もあり、各自治体とも財政難の状況が続いており、確実な財源措置を求める必要がある。県単独移譲事務についても、市民サービスの向上とそれに係る財政負担を考慮しながら、市民サービス向上の視点から、県との協議を進める必要がある。

さらに、職員定数についても、保健所業務等、新たな業務に伴う必要な職員の配置は行っているといいながらも、行財政改革の流れの中で、全体としての職員定数は大幅な削減が行われており、本市においても、中核市移行を視野に入れた適正な職員定数の見直しが必要である。併せて、これまで以上に、各職員の意識改革（自己啓発）、資質向上が求められるため、職員研修の充実等が必要である。

（２）保健所の設置について

保健所の設置については、必要な専門職員（特に、医師・獣医師・薬剤師等）の継続的な確保は言うまでもなく、各種検査機器も含めたハード面の施設整備が大きな課題となっている。

当面の間、県保健所施設を借用する事例も多く、本市も沖縄県中央保健所を有償で譲り受ける方針が固まっている。

しかし、保健所機能だけではなく、他の関連施設と一体となった、保健・医療・福祉の一元的サービスの提供が求められている。保健所を含めた関連機能をもった複合施設として５年から１０年先を目指し、あるべき将来計画の策定を進める必要がある。

また、保健・医療・福祉機能だけではなく、今後は高知市総合あんしんセンターのように、新たに防災機能を含めて、災害時の拠点施設としての検討も必要である。

同一敷地での複合施設の整備が難しい場合、倉敷市の事例のように、保健所、福祉センター等、隣接敷地で各々施設を整備し、連携を図る方法も参考となる。

別敷地での総合的な複合施設の整備計画も進めながら、狭隘な現沖縄県中央保健所

敷地を活用するためには、近接する市民会館の建て替え計画に併せて検討する価値はあると考える。

（３）議会改革に関することについて

中核市移行に関する調査と併せて、本特別委員会の調査事項のもう一つの柱に議会改革に関する調査があり、今後本格的に取り組む予定である。

地方自治法の改正に伴い、地方議会の役割が問われる中、各市議会もそれぞれの特徴を活かした議会改革に取り組んでいる。

本市議会も、これまで議会改革へ取り組んできたが、議会基本条例の制定、議会報告会の開催、政務調査費や議員定数の問題等、議論すべき課題は多々あり、中核市移行に向け、当局のみならず議会においても、なお一層の改革が求められている。

今後、各市議会の取り組みを参考にしながら、本市のこれまでの取り組みも整理をし、中核市移行に向けた独自の議会改革への取り組みに着手したい。

最後に、今回を含め各視察地で得た多くの成果を参考とし、市民が誇れる中核市への移行を目指し、本特別委員会における今後の取り組みへ活かしていきたい旨申し上げ、視察の報告とする。

高知市：はりまや橋にて